

# 令和2年度 スポーツ庁委託事業 スポーツ・インテグリティ推進事業 「スポーツ団体のガバナンス強化の推進」

## 一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 主催 スポーツ・インテグリティ基礎研修会 ～スポーツの価値とスポーツ人を守るために、2021年夏に向けて～ 報告書

一般社団法人 スポーツ・コンプライアンス教育振興機構

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-24-16 平和ビル 7F

Tel: 03-5521-2205 / Fax: 03-3581-2210 / E-mail: info@spo-com.org / HP: http://www.spo-com.org

### 開催概要

令和2年度のスポーツ庁委託事業『「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」～スポーツの価値とスポーツ人を守るために、2021年夏に向けて～』が、2021年1月16日(土)13:00～17:20 オンライン方式で開催された。371名の申込者のうち、沖縄から北海道まで全国から292名の方々に参加していただいた。

冒頭、スポーツ庁を代表して専門官・白川由梨氏よりご挨拶をいただき、続いて当機構代表理事・武藤芳照が開会挨拶を行った。研修会は、第1部：講義3コマ、第2部：講義3コマ、第3部：総合質疑・自由討論の3部構成で進められた。

なお、この研修会では、ガバナンス＝「組織統治」、コンプライアンス＝「法令等遵守」、インテグリティ＝「健全性、高潔性」の意味として用いられた。



司会進行  
増島 みどり



司会進行  
工藤 保子

**開会挨拶** 13:00～13:15

(司会進行/理事 増島 みどり)

### 【1】スポーツ庁・白川由梨 専門官の挨拶要旨



白川専門官から、「コロナ禍の中、感染拡大防止へのご努力とご参加にお礼を申し上げます。スポーツの推進には「する、みる、ささえる」など多くの方が関わっており、また、東京五輪・パラリンピックを控えスポーツが一段と注目されている。一方、スポーツ団体のガバナンス、コンプライアンスが適正に行われていないという問題もある。これは、スポーツへの信頼を喪失することになる。この研修会を通してガバナンス、コンプライアンスへの理解を深め、日常のスポーツ団体の運営、指導活動に活かしていただきたい。これが、スポーツの価値を守り、アスリートを守ることへと繋がる。」との趣旨の挨拶をいただいた。

## 【2】当機構代表理事・武藤芳照の挨拶

一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構の代表理事を務める武藤です。

本日は、土曜日の午後の大切な時間に、また「緊急事態宣言」下で、様々なご都合もある中、この研修会にご参加下さり有難うございます。

ただ今、スポーツ庁の白川専門官からお話しがありましたように、本研修会は令和2年度のスポーツ庁委託事業の一環として計画され、準備し、本日に至っておりますが、全国各地から合計371名もの申込みをいただきました。参加者の内訳は、中央競技団体や各地域の一般スポーツ団体役員、指導者、コーチ、スポーツ・ドクター、学校の教員など、多岐に渡っておりますが、我々が国の健全なスポーツの普及・振興を願う点においては、共通の思いを抱く方々ばかりと理解しています。

参加者の性別では、男性が8割、女性が2割、年代別では、60代の方々が最も多く約3割、次いで50代、40代と40代以上が8割を超える方々が視聴していただいています。

当機構は、2017年4月に発足し、ようやく5年目を迎える、まだまだ若い組織であります。スポーツ界のコンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化のために、教育という手段によりコンプライアンス違反やガバナンス不全を予防しようと、様々な活動をコツコツと積み上げております。

本日の6名の講師は、いずれも当機構の理事を発足当時より務めており、それぞれの講義テーマについて時間をかけて準備をしております。皆様の今後の活動に多少なりともお役に立つ内容となることを希望しております。

さて、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に伴い、日常生活、社会活動が大きく制限された日々が続いています。人類の歴史上、感染症のパンデミック(世界的大流行)は、天然痘、ポリオ、インフルエンザ、ペスト、コレラ、結核などにより数多く発生しています。しかし、人類は、ひたすら耐え抜き、知恵を集め、いずれの感染症も乗り越えてきた歴史があります。

イギリスの物理学者アイザック・ニュートンは、17世紀当時、ペストの大流行により、彼が在席するケンブリッジ大学が閉鎖されたために、休暇を取り故郷に戻り、たっぷりと与えられた時間を活かして自由かつ深く思索を続けて、新しく発見したのが「万有引力の法則」であり、その期間は「創造的休暇」と呼ばれています。つまり、困難な状況にあっても、それまでとは違う時間、空間を利用して物事を深く考えて、新しいことを生み出すことができると、ニュートンの逸話では教えているように思います。

昨今、スポーツ界は「無観客」「中止」「延期」「時間制限」などを余儀なくされ大変困難な環境の中にあります。

しかし、こうした時だからこそ「スポーツとは何か」「スポーツの価値とは何か」「スポーツの指導はどうあるべきか」「アスリートは感染症にどう対応したらよいか」などを深く思索することができるように思います。

「禍福は糾える縄の如し」「塞翁が馬」「止まない雨はない」「朝の来ない夜はない」。

コロナ禍を奇貨として、健全なスポーツの普及・発展に結びつけるための勉強の時間、ニュートンの「創造的休暇」が与えられたと考え、この研修会の時間、空間、仲間を大切にしたいと考えています。

本日、ご参加いただいたことに改めて感謝申し上げます、開会の挨拶と致します。



## 講義Ⅰ「スポーツ団体・組織のガバナンスとは何か」

上柳 敏郎 (当機構 副代表理事/東京駿河台法律事務所 弁護士)

令和元(2019)年にスポーツ庁が発出した、「スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体(NF)向け)及び同(一般スポーツ団体向け)」をもとに、スポーツ団体のガバナンスとそのコード、不正・不祥事予防、適正会計、ガバナンス強化、ボランティア精神と身内意識のリスクなどについて、弁護士としての視点と経験を織り込みながら、日常的なコンプライアンス、ガバナンスの必要性を強く訴えた。

主な内容は、以下のとおり。

- ・ガバナンスという言葉は、明鏡国語辞典をみると「よいこと、自ら」という意味が含まれており、スポーツ関係者が自ら行うことが重要である。
- ・スポーツ団体の適正な運営の確保には、不断の「法令等遵守」、「教育・研修」、「透明性・外部の目、多様性」が必要で、これが、「不正・不祥事の防止/適切な対処」、「スポーツの価値のさらなる発揮」へとつながる。
- ・一般スポーツ団体であっても、高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合は、スポーツ庁のガバナンスコード(NF向け)の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明責任及び公表を行うべきである。
- ・不正・不祥事予防のためには、役職員に対して、教育・研修を通して意識の徹底をし、暴力行為等の根絶につなげる。これに加えて、外部有識者を含むコンプライアンス委員会の設置、通報制度、懲罰制度、紛争解決制度、危機管理体制の整備などが重要である。
- ・適正会計処理のためには、法律・会計税務専門家のサポートによる体制を整備し、公正な会計原則・国庫補助金法令等を遵守することが重要である。
- ・まとめとして、スポーツ団体の適正な運営の確保＝ガバナンス強化のためには、「教育・研修」、「法令等遵守」、「透明性・外部の目、多様性」が求められ、これが、不正・不祥事防止や適切な対処への道筋であり、延いては、スポーツの価値の更なる発揮につながる、ということを強調した。



\* 持ち時間の残りを利用して質疑応答を行った。(内容は質疑応答集に一括掲載)

## 講義Ⅱ スポーツと女性 –ガバナンスとコンプライアンスの観点から–

工藤 保子 (当機構 理事/大東文化大学 准教授)

スポーツ・コンプライアンスなどの用語の定義、2012 スポーツ基本計画及び2017 第2期スポーツ基本計画にみる現状と課題や具体的施策、スポーツ団体ガバナンスコードの指針、女性理事割合目標の根拠、中央競技団体の女性役員割合の事例、A大学における運動部の女性割合、具体的施策としての「ハラスメント防止」・「女性特有の課題に係る医・科学的知識の習得の必要性」・「女性指導者の増加の重要性」など女性のスポーツ界における現状と課題について、各種の計画、宣言、データ等を駆使して、研究者の視点から分かり易く説明し、スポーツ界における女性の地位向上と活躍の場の拡充を訴えた。

主な内容は、以下のとおり。

- ・スポーツ・コンプライアンスとは、「ルールとフェアプレー精神を守り、正々堂々と競い合い、勝っても負けてもお互いに敬意(リスペクト)を払い、明るく公正・公平な姿勢と行動を守ること。」であり、選手・プレーヤーばかりでなく、指導者・コーチ・審判、スポーツに関わる全ての人々に求められる。(『まんがでわかる みんなのスポーツ・コンプライアンス入門』より)
- ・第2期スポーツ基本計画の資料によれば、20歳、30歳代の女性はスポーツ実施率(週1回以上)が28%弱で、成人の平均42.5%よりかなり低い。女子中学生では、1週間の総運動時間60分未満が20.9%いる一方、800分~1300分が相当存在し、運動習慣が二極化している。女性指導者の割合は、27.5%。スポーツ団体の女性役員の割合は9.4%である。
- ・2012 スポーツ基本計画の具体的施策として、「ハラスメント防止」や「女性特有の課題に取り組むこと」、「女性指導者の増加を図ること」、「女性の役員登用、女性部会の設置」などが掲げられている。
- ・スポーツ団体ガバナンスコード(NF向け)では、女性理事の目標割合40%以上を設定していること、評議員の目標割合を設定すること、その具体的方策を講じることが示されている。そのためには、多様性の確保が強く求められる。
- ・第4次男女共同参画基本計画では、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること。ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言では、スポーツ組織・団体における意思決定の地位における女性の割合が2020年までに40%に引き上げられるべきである、と提唱されている。
- ・データでみるスポーツとジェンダー(出典：八千代出版、2016年)のデータによれば、中央競技団体の女性役員割合が多いのは、全日本なぎなた連盟(90.5%)、日本ローラースポーツ連盟(30.0%)、日本ゲートボール連盟(25.0%)の順となっている。一方、日本アメリカンフットボール協会、日本野球連盟、全日本剣道連盟、日本相撲連盟などでは、その競技者の構成特性から0%である。
- ・2019年NF実態調査では、女性理事の割合は、15.6%となっており、やや改善されつつあるが、目標には程遠い。
- ・A大学(9学部22学科、学生数約11,500人、男性65%、女性35%)では、運動部(41部、約1,500人所属)では、男性73%、女性27%である。文化部(22部、約700人所属)では、男性57%、女性43%である。また、運動部に携わる女性の割合は、部長11.4%、副部長10%、監督2.5%、コーチ20%、サポートスタッフ34.6%、事務スタッフ42.9%である。
- ・ハラスメントの主な種類には、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、モラル・ハラスメントが挙げられる。女性が対象の事案が多いが、男性も対象になる。
- ・女性特有の課題を知るには、医・科学的知識(女性の身体的特徴、月経、鉄欠乏性貧血、疲労骨折と低骨密度)の習得が必要である。具体例として、B大学では、女子運動部員を対象にネットワーク組織を設立し、女性特有の課題を学ぶ機会を提供している。B大学女子バスケットボール部では、シーズン毎に「コンディショニングチェック」として、月経周期、月経痛、貧血、アレルギー、既往症などを確認し、男性コーチとも共有している。(出典『女子アスリートのコンディショニングガイド』(東京都オリパラ準備局2019))
- ・資格を有する女性指導者の増加には、時間がかかる。そのため、女子・女性アスリートが女性特有の課題を自身で学び、知識として持ちうる事が重要である。



- ・女性の課題を解決するためには、通報制度を構築すべきで、その運営体制は、弁護士、学識経験者の有識者を中心に整備すること。固有の通報制度設置が困難な場合は、統括団体の相談窓口や JSC の第三者相談・調査制度相談窓口を利用すること。(スポーツ団体ガバナンスコード(NF 向け)原則 9)

\*持ち時間の残りを利用して質疑応答を行った。(内容は質疑応答集に一括掲載)

<主な活用資料等>

『まんがでわかる みんなのスポーツ・コンプライアンス入門』

(著者：スポーツ・コンプライアンス教育振興機構、発行：株式会社学研プラス、2019 年)

「2012 スポーツ基本計画」(文科省)

「2017 第 2 期スポーツ基本計画」(スポーツ庁)

「スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け)」

「第 4 次男女共同参画基本計画」(2015 閣議決定)

「ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言」(日本は 2017 年に署名)

「データでみるスポーツとジェンダー」(出典：八千代出版、2016 年、日本スポーツとジェンダー学会編 2016)

「A 大学の運動部の女性割合データ」

---

## 講義Ⅲ 障がい者スポーツ団体のガバナンス

---

中森 邦男 (当機構 理事/日本パラリンピック委員会参与)

(公財)日本障がい者スポーツ協会のスポーツ界における位置づけと他組織・団体との関わり、歴史、登録団体の現状と課題、ガバナンスに関する出来事、障がい者スポーツの課題などについて、自身が直接携わってきた障害者スポーツの推進での豊かな実践と経験に裏付けられた内容を具体的に述べるとともに、障がい者スポーツの全般にわたる基盤強化の必要性と多くの人の理解と支援の重要性を熱く語った。

主な内容は、以下のとおり。

- ・日本障がい者スポーツ協会(JPSA、1965 年発足)には、都道府県・障がい者スポーツ協会 57、都道府県・障がい者スポーツ指導者 51、障がい者スポーツセンター26ヶ所、障がい者スポーツ競技団体 79(日本パラリンピック委員会(JPC)加盟 51 を含む)登録団体で構成され、日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会等と連携している。また、JPC を内包し事務局も兼ね、科学委員会、医学委員会、技術委員会を設置して、パラリンピック選手強化にかかる医・科学・情報サポートチームを支援している。
- ・障がい者スポーツの NF の歴史は浅く、81.5%が 30 年未満である。1974 年の障がい者スポーツセンター設立以降、NF 設立が進むとともに、スポーツを楽しみたい障がい者が増加している。一方、パラリンピック NF の設立が先行していた。

その例として、講師が水泳指導で関わった大阪市身体障害者専用のスポーツセンター開設(1974 年)から第 1 回 IPC 水泳世界選手権大会への選手派遣(2004 年)までの発展経過を紹介した。

- ・NF 設立後 30 年間は、代表の強化宿泊や国際大会への派遣などの事業数は少なかった。また、公的助成金も NF の自己資金も少なかったため、選手の自己負担が大きかった。

しかし、パラリンピックが大きく注目され始めた現在、公的助成金の大幅増、事務量の増加などの大きな変化があり、

ボランティアで運営されている JPC 加盟の多くの NF は、その運営に苦慮している。NF の組織力強化のため、専任のマネージメント人材の確保、資金確保のためのマーケティング人材の確保が急務である。

- ・障がい者の会員数は、非常に少ない。74 NF の平均/367.2 人(総人数 25,704 人)、10 人以下の NF2、50 人までの NF13、100 人まで NF が 31 である。また、デフリンピック競技 NF の平均は、106.0 人である。
- ・NF の事務所形態をみると、34 NF が個人宅を事務所としており、NF の専用事務所確保の基盤は脆弱である。これに対し、日本財団パラリンピックサポートセンターが、東京 2020 パラリンピックに向け、共有事務所の提供のほか、事務局員の賃金、強化以外の事業費など、年間総額 1400 万円を支援している。(2022 年 3 月には支援がなくなる見込み)
- ・有給職員の状況をみると、パラリンピック競技 NF では、1 NF を除き有給職員があり、平均は 4.9 人である。(しかし、パラサポ支援がなくなれば、当然、職員数は減少する。)

また、デフリンピック競技 NF では、14NF のうち 12NF に有給職員はいない、全体では 52%の 37NF に有給職員がないなど、NF の職員の基盤は脆弱である。

- ・JPC 加盟団体のスポンサー・協賛企業をみると、約 300 の企業・団体が協賛している。パラリンピック競技 NF に限れば、27 NF(29 NF 中)に協賛企業があり、11 社以上の協賛があるのは 10 NF で、平均は、9.7 社である。NF のマーケティングの取組に大きな差がある。また、デフリンピック競技 NF では、6NF に協賛企業はなく、平均は、2.9 社である。このように、パラリンピック競技 NF には多くの企業が協賛しているが、その他の NF への協賛は少ない。
- ・総じて、NF の事務所確保、有給事務局職員の確保、スポンサー・協賛企業/団体の継続を 2020 東京パラリンピック大会開催後にどうするか、NF 運営上大きな課題である。
- ・JPSA におけるガバナンス強化として、協会の倫理規程に基づいて通報・相談窓口を開設している。(2016 年 5 月設置)  
① 協会相談窓口(総務部直通)、② 外部相談窓口：ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業の 2 ヶ所である。
- ・その相談の実態をみると、件数は、2016 年 4 件、2017 年 14 件、2018 年 17 件、2019 年 16 件、2020 年 3 件(11 月末時点))である。事案の相談者は、選手・指導者・団体関係者・保護者・その他、主な相談内容は、団体運営に対する疑問、選手選考への疑問、会計・経理への疑問、ハラスメント(言葉・態度)などである。主な発生要因は、組織基盤の脆弱性、理事長への強化事業権限の集中、同一ポストへの長い在任期間、相互のコミュニケーション不足、物事の決定プロセスが不明瞭、団体の閉塞性・同質性(ムラ社会)などが挙げられる。
- ・相談内容にみられる課題としては、変化しないボランティア役員(少数の役員への権限集中)、人材不足(有給の事務局員、マネージメント)、資金不足、希薄な関係機関・組織との連携など挙げられる。今後の対応としては、相談件数は少ないが、表に出ない実態があることの自覚を持ち続けること、関係者の自覚が緩まないよう、法令順(遵)守・ハラスメントの防止・インテグリティ関連の研修を継続して実施することである。
- ・ガバナンス違反の例として、国内で開催された世界選手権大会で、資金不足により、数百万円の開催費用(会場設営費、選手輸送費、宿泊費など)の業者への未払い事案がある。数年間に及ぶ再三の請求に未払いが続き、双方の弁護士間での話し合いの結果、業者は泣き寝入り、負債として処理した。この不祥事発生の背景には、少人数による運営、代表者への権限・作業の集中、代表者の判断の甘さ(資金獲得の見通しの甘さ、参加者増への対応の甘さ)があったと考えられる。  
その他、強化事業における不正経理、強化コーチによるパワハラ、代表選考規程に対するスポーツ仲裁、などの事案がある。
- ・海外でもガバナンス違反がある。2015 年のケースでは、大会中止勧告も出された。

国際パラリンピック委員会を除いて、聴覚障がい者、知的障がい者、視覚障害者、脳性麻痺者の傷害別国際組織には、共通の大きな課題がある。それは、国際競技団体によるチェックの甘さであり、また、団体における人材不足(少ない有給



事務局員、マネジメント・マーケティング・法律・競技運営などにおける有能な人材の不足)、資金不足である。

・NFの現状と課題をまとめると、①非常に少ない会員数、②変化しないボランティア役員、③脆弱な基盤(事務所、有給事務局員、マネジメント、マーケティング、強化、広報、法律家などの人材不足)、④資金不足(スポンサー、協賛企業の不足)、関係機関・組織(企業、大学地方公共団体等)との連携不足、が挙げられる。

・以上を踏まえて、JPSAにおけるガバナンスコードへの対応策としては、①事務局体制の強化(マネジメント人材の養成・研修、事務所確保、資金調達支援)、②役員の適正配置(適切な人材の発掘・紹介、役員に対する研修制度の実施)、③規程の制定と委員会設置(専門家による支援体制構築、NF共通事項に対する支援)が挙げられる。

## 講義Ⅳ まんがでわかる スポーツ・コンプライアンス教育

武藤 芳照 (当機構 代表理事/東京リハビリテーション総合研究所 所長/東京大学名誉教授)



『まんがでわかる みんなのスポーツ・コンプライアンス入門』(2019、学研プラス)の中から抜粋し、スポ根(スポーツ+根性)やスパルタ式の猛特訓・しごきなどの弊害、スポコンの重要性、本機構のロゴマークが表現する意味、インテグリティ・ガバナンス・コンプライアンスの和訳と定義、スポーツマンシップの原点、コンプライアンス違

反の種類、スポーツの価値と守り高める行為などについて、医師、学者として専門的な知識を背景に、軽妙なジョークを交えながらテンポよく講義するとともに、スポーツ界の不祥事根絶に向けては、事後の対処よりも「スポコン事前教育」が重要であることを力説した。

主な内容は、以下のとおり。

- ・大ヒット中の『鬼滅の刃』にみられるように、日本のまんがやアニメは、ドラマにおけるジャンルの一つである。これまで、「スポ根もの」としても、『巨人の星』、『アタック NO1』、『柔道物語』、『キャプテン翼』などがヒットし、スポーツ界にも良くも悪くも少なからず影響を及ぼした。
- ・スパルタ式の猛特訓やしごきがあり、「痛みの方こうに勝利あり」との合言葉のもとでまちがった訓練、トレーニング(例：野球での千本ノック、ウサギ跳び、水分補給なし)が行われて来た。
- ・「スポ根」(スポーツ+根性)から「スポコン」(スポーツ・コンプライアンス)へと意識改革をすべきである。
- ・「スポーツ・コンプライアンス教育振興機構」のロゴマークは、「手と手で握手し合う姿」、「ルールとフェアプレー精神を守ることが勝利(Victory)に結びつくこと」、「競争し合う一方、共に生き共に栄えること」を表現している。
- ・インテグリティ(Integrity)は「健全性、高潔性」、ガバナンス(Governance)は「組織統治」、コンプライアンス(Compliance)は「法令等遵守」として用いている。  
これらの重要性について、「むずかしいことを やさしく やさしいことを ふかく ふかいことを おもしろく」(井上ひさし)という心がけで、スポーツ界に浸透させていきたい。
- ・スポーツマンシップとは、「フェアプレーをし、勝負にこだわらない、明るい健康な態度・精神」(「新明快国語辞典、三省堂」ということであるが、「平家物語」那須与一の話や、米国第26代大統領セオドア・ルーズベルトとテディベアの逸話に、その原点をみることができる。
- ・スポーツ・コンプライアンス違反の「体罰・暴力・暴言」は、怒りの爆発(感情をコントロールできない)や無知(正しい対処法を知らない)が起因となっている。「怒りは無謀をもって始まり、後悔をもって終わる」(ピタゴラス/古代ギリシャの哲学者、数学者)と言われており、避けなければならない。怒りを抑えるには、6秒間待つという「アンガーマネジメント」が効果的である。
- ・スポーツ界の子どもの虐待の実態調査報告書『数え切れないほど叩かれて』(国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)発刊)もとにした、HRW 日本代表・土井香苗氏の講演では、日本の子どものスポーツ現場での心無い指導者に

よる体罰・暴力の悲惨さが報告されている。

- ・「パワー・ハラスメント」とは、「立場上の優位性を背景に、スポーツ指導者の適切な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える行為または活動環境を悪化させる行為」のことである。
- ・「セクシャル・ハラスメント」とは、「相手の意に反する性的言動」のことである。
- ・「ドーピング」とは、「スポーツにおける“ずる”(Cheating)、化学的近道・抜け道」のことである。(出典：『新<sup>2</sup>・ドーピングってなに?』(日本水泳連盟、1977年))
- ・ドーピング違反の場面例として、[口から入れるものに禁止薬物]、[サプリメントに成分不明の中身が]、[ドーピング検査をごまかす]、[飲み物への混入]などが挙げられる。(出典：①『新<sup>2</sup>・ドーピングってなに?』(日本水泳連盟、1977年)、②『水泳選手のためのアンチ・ドーピングのいろ・ろ・は』(日本水泳連盟、2015年))
- ・「ドーピング・コントロールはスポーツの健康診断」(古橋廣広之進 日本水泳連盟会長)と言われている。また、“汚れた勝利は手にするな!”(出典：『新<sup>2</sup>・ドーピングってなに?』(日本水泳連盟、1977年))とすることを肝に銘じなければならない。
- ・「パラ・ドーピング」とは、「ライバル選手を陥れるために、不正な行為を行い、妨害したり、他の選手の飲み物にドーピング禁止薬物などを混入させたりなどして、結果的に自分が有利な立場になること」である。その例として、運動会のリレーでの併走する選手への「肘打ち」が挙げられる。また、米国での「\*ナンシー・ケリガン襲撃事件」は、“わが身を利するためなら手段を選ばない”という有名な事案がある。

\*1994年1月全米フィギュアスケート選手権・リレハンメル五輪前、ライバル女子選手を自分の恋人に襲撃させて怪我を負わせ出場できないようにした。結果、自分がオリンピック代表となった。映画『アイ、トーニャ史上最大のスキャンダル』(監督クレイグ・ギレスピー、主演マーゴット・ロビー、2017年)にもなった。

- ・「犯罪・違法行為」は、「スポーツの価値を損ない、スポーツ人の信頼を損なう」行為である。例として、寮内での高校生の飲酒・喫煙が挙げられる。
- ・「反社会的勢力の誘惑」には、十分気をつけなければならない。最初の慇懃な態度にだまされてはならない。付き合いが続くと、何時の間にか「△△さん」(さんづけ)→「△△」(呼びすて)→「・・オイ」(名前も呼ばれない)という順序で、彼らの手中に取り込まれてしまう。(出典：『まんがで学ぶスポーツ・コンプライアンス ～アスリートが知っておくべき大切なこと～』(監修：大橋卓夫(弁護士)/作画：三輪亮介(マンガ家・イラストレーター)、(公財)日本財団パラリンピックサポートセンター、2016年8月版))
- ・「SNSの悪用」は、LINE、ツイッター、Facebook、インスタグラム等の利用で起こる。例として、誹謗中傷、侮辱、非難、攻撃、差別、悪ふざけ、仲間外れ、プライバシー侵害、機密情報漏洩、盗撮映像、犯罪などが上げられる。(出典は同上)東京都教育委員会では、「考えよう!いじめ・SNS@Tokyo」を開設し、啓発に努めているので参考にされたい。
- ・“スポーツの価値を守り、信頼を高めるために”トップアスリートの立派な行動を見習うべきである。
  - 例1) リオデジャネイロ五輪(2016年)陸上女子5000m予選で、自分の順位を顧みずに倒れた選手を助けて一緒にゴールまで完走させた行動。
  - 例2) 冬季平昌五輪(2018年)スピードスケート女子500mで金メダルの小平奈緒選手が、銀メダルで落ち込む李相花選手(韓国)を讃え励ました姿。
  - 例3) サッカーワールドカップドイツ大会アジア予選(2004年)で、相手選手が怪我で倒れたのを見て、ボールを外に蹴り出して、治療・回復の時間を作り出して助けた行為。

例4) ロサンゼルス五輪(1984年)男子柔道無差別級決勝で、モハメド・ラシュワン選手が山下泰裕選手の負傷した脚を攻めずにフェアプレーで闘ったこと、表彰式では表彰台に上る優勝した山下選手にさり気なく手を貸してサポートした行為。

・スポーツの価値を集約した優れた表現や言葉がある。(参考例)

◇『スポーツが与える三つの宝』(小泉信三/昭和の経済学者:慶応義塾 塾長、「最後の早慶戦」に尽力)

- (1) 練習練磨の体験を持つこと …「練習ハ不可能ヲ可能ニス」
- (2) フェアプレーの精神 …Be a hard fighter, and a good loser(果敢なる闘士であればあるほど、その潔き敗者であれ)「勝っておごらず、敗れて悔やまず」
- (3) 友 …スポーツで苦楽を共にしたかけがいのない仲間

◇『スポーツは、人生の縮図』(朝比奈一男/運動生理学者、1978年)

スポーツでの体験には、勝利と敗北、成功と失敗、喜怒哀楽、栄光と挫折が凝縮されている。

---

## 講義V スポーツ界の体罰と暴力 —法律家の立場から—

---

櫻井 康史 (当機構 理事・事務局長/晴海パートナーズ法律事務所 弁護士)

スポーツ界における暴力行為の現状、「体罰」と「暴力」の定義と相互の関係、スポーツにおけるパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントの定義と具体例、スポーツにおける暴力行為と法的責任に係る総論及び各論(① 刑事責任、② 民事責任における責任主体、③ 民事責任の内容、④ 具体例)について、図表等を駆使して丁寧に説明した。その上で、暴力では指導方法として許されないことを強調するとともに、暴力行為根絶に向けて何をなすべきか、何が必要かについて、法律家の立場から明確に提示した。

主な内容は、以下のとおり。

・スポーツ界での体罰・暴力事例は、後を絶たない。ここ10年で報道に現れた部活動顧問やクラブ監督による主な例だけでも、次のようになっている。

- ① 私立高校空手部顧問が、練習中に事故にあった生徒を放置したうえ、練習続行を強要。病院受診を申し出た生徒に暴行。(2010年1月)
- ② 県立高校陸上部顧問が、2009年以降、部員をデッキブラシで殴る等の暴力を繰り返す。(2013年1月)
- ③ 市立中学バレーボール部顧問が、女子生徒に対して、暴力や暴言を繰り返す。(2014年9月)
- ④ 市立中学バレーボール部顧問が、女子生徒に対して、叩く・髪を引っ張るなどの暴力行為を繰り返す。(2016年11月)
- ⑤ 市立中学剣道部顧問が、防具を着けていない状態の女子生徒の頭を、竹刀で殴りつけたり喉元を押すなどして、約1ヶ月の入院加療を要する怪我を負わせる。(2017年1月)
- ⑥ 少年サッカークラブ監督が、部員の男子にレジャーシートを投げつけ、頭蓋骨骨折の重傷を負わせる。(2019年2月)

・定義上、スポーツにおける「体罰」は、「暴力」とイコールではない。「暴力」とは、身体的な暴力(狭義の暴力)及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(例:大声で怒鳴る・人格を否定する発言)を言う。

一方、「体罰」は、教員や親権者等、懲戒権がある者に対しその範囲を画する概念である。また、(学校教育法では)教員は「教育上必要」がある場合、懲戒(いましめる)ことが出来るが、ただし、体罰は禁止となっている。禁止される体罰とは、その範囲が問題とあるが、懲戒行為が身体的な性質のものは「体罰」となる。例えば、(教員による)殴るける

等の身体に対する侵害行為、正座を長時間強いる等の肉体的苦痛を与える行為などである。

- ・体罰は、当然に違法行為であり、される体罰(愛のムチ)は存在しない。体罰は絶対禁止である。(2020年4月 児童虐待防止法の改正)また、体罰は教育上必要とされ懲戒権を逸脱した行為を言うのであって、教育上必要のない暴力行為は体罰ですらない、ただの暴力行為である。
- ・スポーツ指導者(非教員)の暴力行為は、ただの暴力行為である。言い換えれば、懲戒権のないスポーツ指導者(非教員)の行為が体罰に該当することはない。
- ・スポーツにおけるパワー・ハラスメントを典型的なものを取り上げると次の6類型に分類することが出来る。(※なお、以下の6つの分類は、厚生労働省の「職場におけるハラスメント関係指針」における分類による)
  - ① 身体的な攻撃(選手を殴る・蹴る、選手に物を投げつける)
  - ② 精神的な攻撃(選手の人格否定の言動、ミスへの長時間の厳しい叱責、能力否定と罵倒、他の選手の前での大声での威圧的な叱責)
  - ③ 人間関係からの切り離し(指導者の意に沿わないとの理由だけで試合に出さない、他の選手に無視を要求するなどチーム内で孤立させる)
  - ④ 過大な要求(必要なく長時間走らせる、必要な指導をしないまま、当該選手の能力では到底できないプレーを要求し、できないと叱責する)
  - ⑤ 過小な要求(合理的な理由なく、高レベルのプレーヤーに初歩的な練習を長時間課す、指導者の意に沿わないとの理由だけで練習から外す)
  - ⑥ 個の侵害(練習以外のプライベートに関する干渉、選手のプライバシーを暴露)
- ・スポーツにおけるセクシャル・ハラスメント事例は、表面化しにくい。その理由として、選手が指導者を信頼しており、客観的には明らかなハラスメントでも選手自身に被害者意識がない、また、指導者からハラスメントを受けたことを告げたら、試合に出させて貰えない等、より不利益を被るのではと選手が不安になることなどが考えられる。在学中には言い出せず、卒業数年後に表面化し裁判に発展するケースもみられる。
- ・「スポーツだから」許される暴力行為はないし、法的には、スポーツだからといった特別な配慮はない。
- ・スポーツにおける暴力行為に対する法的責任には、刑事責任・民事責任・組織上の責任・(道義的責任)がある。殴る・蹴るといった狭義の暴力だけでなく、パワハラ・セクハラも当然、責任対象となる。
- ・刑事責任には、暴力行為等の内容及び行為結果によって、暴行罪、傷害罪、傷害致死罪、強要罪、侮辱罪/名誉毀損罪、強要罪/準強制わいせつ罪などの適用が考えられる。
- ・民事責任における責任主体から言えば、不法行為を行ったスポーツ指導者が公務員の場合は、被害者は、国又は地方公共団体に訴えることができるが、加害者である指導者を直接訴えることはできない。一方、加害者が公務員でない場合は、被害者は、雇用関係にある学校もしくはスポーツ団体、加害者である指導者のどちらにも訴えることができる。



・スポーツにおける暴力行為に対する民事責任には、財産的損害(例えば、傷害結果が生じた場合の治療費・入院費)、精神的損害(例えば暴力行為によって与えられた精神的苦痛に対する慰謝料)がある。

・同じく組織上の責任には、公務員たる教員の場合は、懲戒処分(免職・停職・減給・戒告)が科せられる。公務員以外の場合は、従

業員に対する懲戒処分(懲戒解雇・出勤停止・減給・譴責・戒告等)が科せられる。

- ・法的責任を科せられた具体例として、大阪市立S高校バスケットボール部のキャプテン(当時17歳)が、部活動顧問からの体罰を苦に自殺した事件が挙げられる(2012年12月)。

当該顧問は、日常的に暴力行為や威圧的な言動を繰り返していた。法的責任の経過は次のようになっている。

- ① 2013/9/26(刑事事件)：顧問に対し、暴行罪と傷害罪で有罪判決(懲役1年・執行猶予3年)
- ② 2016/2/24(国家賠償請求)：顧問の不法行為と生徒の死との間に因果関係を認め、大阪市に対して約7500万円の賠償責任を認める(国家賠償法1条1項)
- ③ 2018/2/16(国家賠償法に基づく求償権行使請求)：顧問に対して、大阪市が遺族に対して支払った賠償金の5割(約4360万円)の求償権行使(国家賠償法1条2項)を認める

- ・スポーツ界から暴力行為を根絶するには、先ず、“暴力行為は違法”との意識付けが必要である。未だ、暴力行為を肯定する風潮は根強く残っている。スポーツに関わる全ての人が、いかなる場合も暴力を許さないとする立場を明確にすべきである。

次に、“暴力行為に頼らない指導方法の確立”が必要である。暴力はいけないと認識しつつ、暴力行為でしか指導できない指導者が存在し、その指導を受けた選手がまた同様の指導をしてしまう。暴力行為は、負の連鎖しか生み出さないものである。

さらに、“競技者が暴力行為に対して「声」を上げられる社会”を構築しなければならない。つまり、暴力行為に対して、泣き寝入りで終わらない教育が必要であり、そうした社会を構築する意識が重要である。

- ・暴力行為等の根絶に向けての近時の取組例としては、アスリートへの盗撮に対して、日本オリンピック委員会・日本スポーツ協会等が共同で宣言した例がある。トップアスリート等からの切実な訴えを受けて、盗撮行為を「違法行為」と位置づけ、一切許容しないことを明確に宣言した例である。このように、社会的影響力の強い複数のアスリートが当該問題について声を上げ、当該問題について社会全体での取り組みへと繋げることが重要である。

\*持ち時間の残りを利用して質疑応答を行った。(内容は質疑応答集に一括掲載)

---

## 講義VI

### 大麻とスポーツ – 過去最多を記録する大麻使用と大学スポーツにおける大麻 –

---

増島 みどり (当機構 業務執行理事/スポーツライター/株式会社 The Stadium 取締役)

日本における大麻汚染の現状、スポーツ界の大麻使用の現状、大学スポーツでの大麻問題、大麻使用のきっかけ、大学スポーツの薬物乱用の要因=誘惑、スポーツの統治・ルール・健全性の関係イメージ図など、公的なデータ・発表、報道等に基づいて、スポーツ界の大麻等による薬物汚染の危機を明らかにした。まとめとして、対策には、スポーツ界でのインテグリティやコンプライアンス教育が一層重要であり、喫緊の課題であることを、スポーツライターとしての豊かな取材経験と取材現場の臨場感を感じさせながら繰り返し訴えた。

主な内容は、以下のとおり。

- ・2020年の大学スポーツ・スポーツ界では、次のような大麻事件が発覚した。
  - ① 日本大学ラグビー部員1人が、大麻取締法違反(所持)の疑いで逮捕。日大の寮への捜査で別の大麻も発見。(2020年1月)
  - ② スノーボード国母和宏被告(06年トリノ五輪、10年バンクーバー五輪入賞)が、幻覚成分を濃縮した「大麻製品」

約5グラムを米国で購入。2018年12月に共犯の男(執行猶予付きの有罪が確定)に譲る条件で、国際郵便で日本に輸入して男の自宅に送り、東京税関の検査で発見。(2020年1月)

- ③ 近畿大学サッカー部が部員5人の大麻使用の疑いがあると発表。大阪府警の調査で5名が大麻を使用、または所持していたと判明。(2020年9月)
  - ④ 東海大学硬式野球部で大麻事件。平塚署、神奈川県警の野球部寮への自宅捜査で4年2名が室内で大麻を吸引した痕跡が見つかり、その後常習が判明、書類送検。(2020年10月)
  - ⑤ 摂南大学ラグビー部員2名、大産大ラグビー部員1名の4年生(3人は友人同士)が12月上旬、停車中の車内で大麻草1.027グラムを所持。大麻取締法違反(所持)の疑いで、兵庫県警尼崎南署に現行犯逮捕。(2020年12月)
- ・大麻に関する罰則には、日本と海外では違いがある。日本では、大麻取締法によって大麻の所持・譲渡・栽培等が原則禁止である。一方、2014年以降、米国コロラド州・ワシントン州・カリフォルニア州、カナダなどで、娯楽用としての限定的使用は合法。オランダも規制対象外。国連薬物統制委員会が娯楽用、医療用での使用には各国の議論が必要としている。
- ・2019年WADA(世界反ドーピング機関)禁止表国際基準では、カンナビノイド(天然の大麻草に含まれる成分と合成物)を競技会検査で禁止。
- ・薬物事犯全体は、13000件台で推移(平成26~30年度の5年間)しているが、大麻事犯は26年度/1761件、30年度/3578件と、ほぼ倍増している。(政府広報オンラインのデータ)
- ・人口10万人当たり的大麻事案検挙人数の推移(平成26~30年度の5年間)をみると、20歳未満や20歳~29歳の若者層での急増が顕著である。(2018年データ 警察庁、出典 政府広報)
- ・大麻を巡る事態は2020年に20歳代以下の大麻事件が急増し、さらに深刻化している。
- \*大麻に絡む事件で警察が2019年1年間に逮捕・書類送検したのは4321人。4千人超は統計をまとめて以来初めて。20歳代以下が59.2%、初犯は77.6%。(警察庁発表)
  - \*大麻はゲートウェー・ドラッグ(入門薬物)とされ、警察庁は「危険性の認識が薄く、興味本位で手を出す若者が増えている。取り締まりと注意喚起を徹底する」としている。
  - \*摘発内容は「所持」が最多の3531人で全体の約8割。「譲渡」が249人、「譲り受け」が186人、航空貨物や国際スピード郵便を使った「密輸入」が80人。近年増加傾向の「栽培」は164人で4人に1人は暴力団関係者。(警察庁資料による)
  - \*平成30年調査によると、初めて大麻を使用した経緯を「誘われて」と回答したのは、20歳未満では86.1%、20歳代では77.9%、初めて使用した年齢が若いほど、誘われて使用する比率が高い。
  - \*初めて大麻を使用したときのきっかけをみると、「好奇心・興味本位」が高い。20歳未満と20歳代では「その場の雰囲気」の割合が高く、30歳代、40歳代、50歳以上では「ストレス発散。現実逃避」の割合が高い。(2018年データ 警察庁、出典 政府広報)
  - \*大学スポーツにおける薬物乱用の要因=誘惑には、大きく次のような要因が考えられる。
    - ① コロナ禍：練習休止・授業のリモート化による自由時間の増加、練習や講義の減少で管理されない生活
    - ② SNSの普及：他大学との連携、学内の体育会での盛んな情報交換
    - ③ サプリメント感覚：疲労回復・筋力向上・間接痛・食欲増進・熟睡に効用ありとの説明を鵜呑み、海外通販で簡単に入手
    - ④ 反社会的勢力の巧妙な手口：部員の家族がクラブ勤務、売買価格遥かに安い入門編特別価格で誘惑され入手これらの根本的な問題は、背景に「ばれなきゃいいと思った」(日大ラグビー部H選手裁判での証言)という考え

方に象徴されるように、インテグリティやコンプライアンス教育の欠如、知識不足がある

⑤ ドーピングへの意識の希薄さ：ドーピングを含む薬物教育の不十分さと自ら学ぶ姿勢の弱さ

- 取材経験から、スポーツにおける統治、ルール、健全性の関連性をイメージ図にしてみると、「三層の円」にできる。中心に「インテグリティ(健全さ)、2層目に「コンプライアンス(ルールに基づく行動)」、一番外側に「ガバナンス(統治・管理)」と、構造化して表すことができる。  
「インテグリティ」は「あり様」を指しており、スポーツの現場はこれを守るための「コンプライアンス」、「ガバナンス」が重要である。
- 大麻事案の多発は、スポーツやスポーツマンの「(従来、あるように見えた)フェアネス」の欠如を示し、また、スポーツ・インテグリティやスポーツ・コンプライアンス教育の重要性を如実に示している。
- スポーツ・インテグリティを脅かすのは、ドーピング、マテリアルドーピング(道具・素材の不正)、ごまかし、ハラスメント、暴力暴言、脅迫、金銭の不正授受、人種差別、性差別、性的マイノリティへの差別、八百長、賭博行為、ガバナンス違反(汚職、不正人事、不正経理)など多様である。
- スポーツ・インテグリティやスポーツ・コンプライアンスは、元々備わっているものではなく、“教育で伝えるべき”ものである。「勝利に向かう一体感や団結」と、「品格・健全性・高潔性を目指す一体感や団結」との双方が叶えられるよう、指導者、選手が目標を共有しなければならない。  
小中高教育の必須の内容、さらに大学スポーツでの教育内容とするべきである。これが、延いては、社会生活でも大きな役割を果たすと考える。
- 日本では、技術の向上、戦術の徹底などに指導者の関心が集中してしまい、スポーツ・インテグリティやスポーツ・コンプライアンス教育が遅れている。海外(英国・豪州)では、国内の関係組織・機関と連動してスポーツ界を捉える枠組みが徹底され、構築されている。例えば、英国では、インテグリティによって助成金額が判断されている。(英国、豪州オリンピック委員会スポーツ・インテグリティより)

\* 持ち時間の残りを利用して質疑応答を行った。(内容は質疑応答集に一括掲載)



### 第3部 16:40～17:10 総合質疑・自由討論

#### 【前半】

(司会進行/増島 みどり)

上柳・工藤・中森の各講師に対する質疑応答を行うとともに、各講師からガバナンスに関するコメントを行った。質疑応答の内容は、別途、質疑応答集に一括掲載した。

各講師のコメントは以下のとおり。

上柳講師：ガバナンスの必要性を理解して欲しい。外部の力の導入を前向きに検討して欲しい。

工藤講師：ガバナンスというカタカナ英語に拒否的になりがちかもしれない。学ぶべき機会と捉えて欲しい。

中森講師：今回は、障がい者の参加も多く、ガバナンスへの意識を高く持っておられることを実感している。これを今後につなげて欲しい。

#### 【後半】

(司会進行/工藤 保子)

武藤・櫻井・増島の各講師に対する質疑応答を行うとともに、各講師からガバナンスに関するコメントを行った。質疑応答の内容は、別途、質疑応答集に一括掲載した。

各講師のコメントは以下のとおり。

武藤講師：スポーツの価値を守り、発展させることが重要であることを、更に推進したい。

櫻井講師：“暴力を無くす！”べき。スポーツ団体・組織、愛好者、全ての人がその考えで行動することが必須である。

増島講師：2020 東京五輪・パラ開催に関係なく、常にスポーツのインテグリティやコンプライアンスの重要性を発信して行きたい。

### 総括/閉会挨拶 17:10～17:25

(司会進行/増島 みどり)

#### 望月 浩一郎(当機構 監事/虎ノ門協同法律事務所 弁護士)

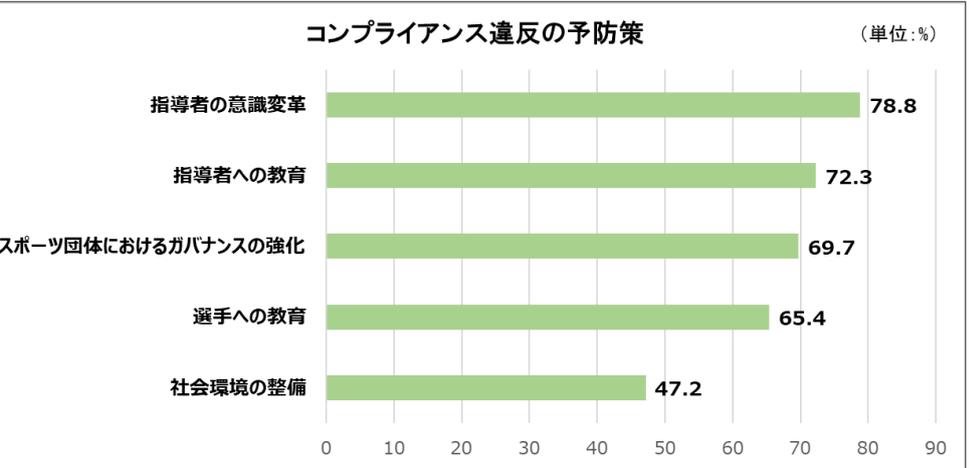
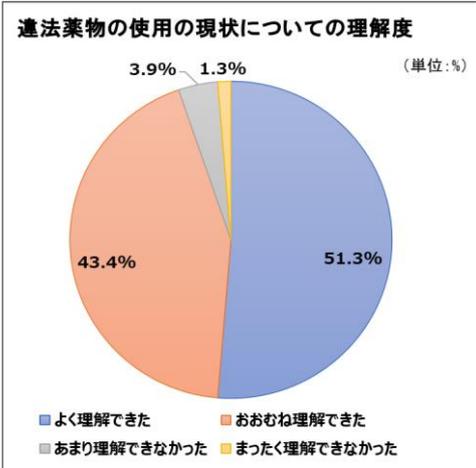
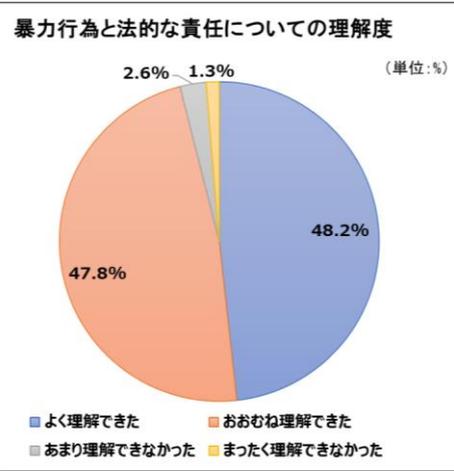
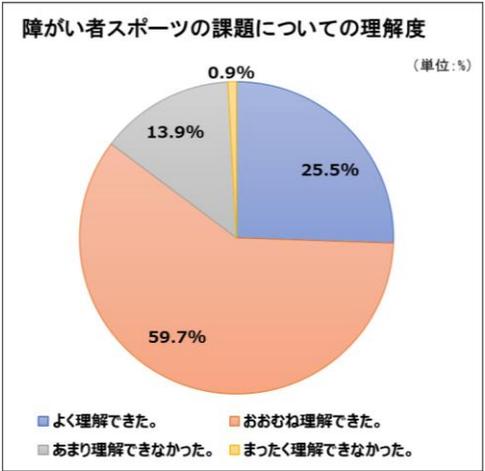
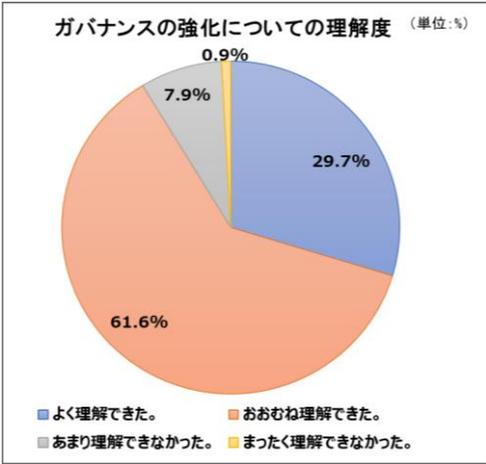
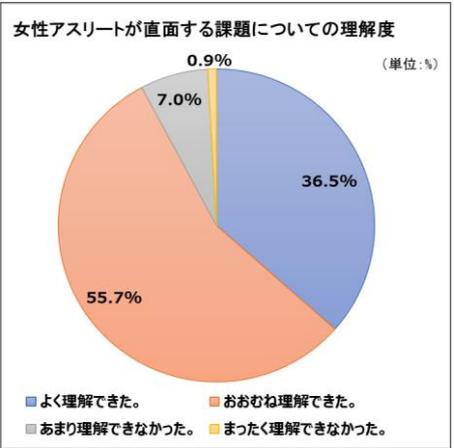
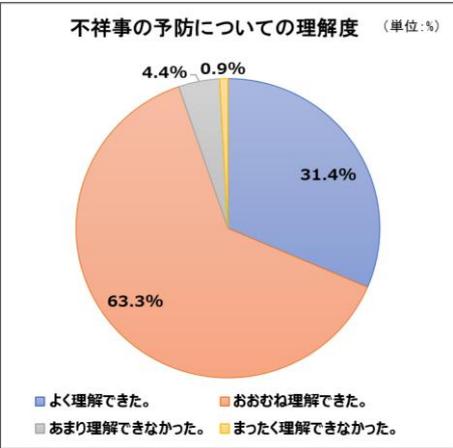
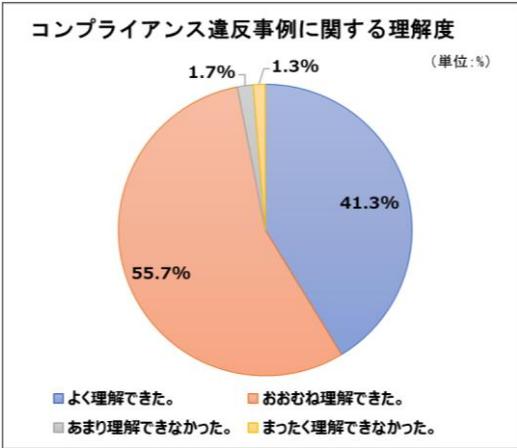
スポーツのインテグリティが損なわれた時の対外的な影響力を自覚して行動すべきであり、常に意識することを求めた。

また、スポーツ指導では“暴力は許されないことは理解している”のに、つい逸脱しまいがちである。このつい暴力に走ってしまう行為を、“日常生活で見かける「車の速度違反」、「ゴミの分別間違い」や“サッカーでは審判の見えないところでの意図的ともいえるファール。これは技術の一つなのか”、さらには“2020 東京五輪では「タトゥー」は許されるか”などの行為や問題と併せて考えてみた時、“インテグリティとはどのように目指すべきなのか？”と問いかけた。

結びに、弁護士としてスポーツ界に多面的に関与している実績を背景に、“日頃から、インテグリティやコンプライアンスに関心を持ち続けるよう”参加者の意識を喚起するとともに、全国の参加者の長時間にわたる熱心な受講に対し、主催者を代表して御礼を述べた。



# アンケート結果の概要



\* 本報告書の内容を引用・転載する場合は、必ず出典を明示してください。

